

令和 7 年皆野町農業委員会第 5 回定例総会議事録

1. 開催期日 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3 階 3 0 1 会議室
3. 開議時刻 午後 3 時 0 0 分
4. 閉議時刻 午後 4 時 0 2 分
5. 宣 告 者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：1 4 人・欠席者：0 人

推進委員：出席者： 3 人・欠席者：0 人

番号	氏 名	備 考	番号	氏 名	備 考
1	齊 藤 克	出席	1 1	浅見寿太郎	出席
2	眞 下 一 正	出席	1 2	小 池 幹 夫	出席
3	葦 原 義 人	出席	1 3	中 畦 泰 男	出席
4	大 濱 英 一	出席	1 4	浅 見 幸 弘	出席
5	四 方 田 順 造	出席	皆 野	丸 山 眞 守	出席
6	若 林 雄 一	出席	国 神	柴 崎 孝 夫	出席
7	横 田 和 子	出席	金 沢	山 口 勝 久	出席
8	四 方 田 克 己	出席	日 野 沢	—	—
9	東 光 義	出席	三 沢	—	—
1 0	田 島 一 男	出席			

7. 会議に付した議案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

1 件

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

2 件

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かの判断について

1 件

8. 事務局 三橋博臣、宮島久枝

9. 会議の概要

事務局	次第2、あいさつ、浅見会長、お願いいたします。
浅見会長	皆さん、こんにちは。ちょっといつもと違う時間だったのですが、後のこともありますので、よろしくお願いしたいと思います。 先日、やっとのことで2回目のジャガイモの栽培体験ができたのですが、日程的に変更があったりで、なかなか都合をつけていただくのが難しかったかと思うのですが、都合をつけておいでいただいた委員の皆さんには大変お疲れさまでした。ありがとうございました。 このところ、本当に暑かったところを通り越して、また涼しくなっていますけれども、このぐらいだと楽ではいいのですが、なかなかこのままいくわけではありませんので、気候の変化に体調のほうをうまく合わせていただいて、それぞれの皆さんの立場でご活躍をいただければと思います。 今日は総会のほう、ご協力いただきましてスムーズに進行できますようによろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続いて、次第3の議案に入ります。 議案の進行につきましては、浅見会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
浅見会長	それでは、しばらくの間、進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いします。着座で失礼をいたします。 ただいまの出席委員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年皆野町農業委員会第5回定例総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。 次に、議事録署名人に、 3番、葦原義人委員 4番、大濱英一委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。
出席委員	(異議なしの声あり)
浅見会長	異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、 3番、葦原義人委員 4番、大濱英一委員にお願いをいたします。

事務局

議案の説明に入る前に、議案の取下げがございましたので、説明いたします。

それでは、改めて議案について説明いたします。
(事務局朗読)

浅見会長

大瀧委員、お願いします。

4 番
大瀧委員

簡単ですが、以上です。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として皆野地区担当の丸山眞守委員も現地確認に同行していると思いますが、本件に対してご意見がございましたらお願いいたします。

皆野区域担当

私もお案内のとおり同行させていただきました。写真で見ていただ

丸山委員	きましたとおり、梅林の下が雑草、若干雑木も生えかかっている状況でございます。なかなか手が入っていないなという印象を受けまして、新たな管理者がちゃんと今後管理していただければいいなと感じましたので、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしく願います。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。
10番 田島委員	これは、後ろから出てくる28ページの人ですよ。同じ人ですね。だから、家建てて、隣、畑で使いますと、こういう話ですよ。
12番 小池委員	そういうことだよな。
10番 田島委員	はい、分かりました。
浅見会長	説明は大丈夫ですか。何かあれば、付け加えることがあれば。今の件、大丈夫ですか。
10番 田島委員	農機具も何も購入予定もないし、持っていないし、それで何か果樹園やりますと言われても、へえって気がしたのですけれども、でも隣にうち建てて、何かきれいに隣の畑をしますというのなら何となく現実味があるなと思いました。
浅見会長	今、お話のあったとおりのような形になるのだろうとは思いますが、その辺含めていただいて、何かほかにご質問等ありましたらお受けしたいと思います。 正直言ってちょっと心配な部分もあるのですが、特に皆さんのほうからなければ、質疑のほうは以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、これより採決をいたします。 本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。

番号1は、取下げですので、番号2について審議をいたします。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の8番、四方田克己委員に対象農地の状況について説明を求めます。

四方田委員、お願いします。

8番

四方田委員

それでは、番号2について説明させていただきます。

5月20日の日に事務局の宮島さんと現地のほうを確認させていただきました。場所につきましては、案内図の20ページを御覧いただきたいと思います。左下のほうに〇〇駅というのがございます。それを少し荒川のほうへ行ったところに〇〇さんというお宅があります。それとあと、ちょっとその先に〇〇さんというお宅がありまして、その間の土地になります。

現地の状況でございますけれども、ここ何年も畑としては利用してございませんが、現況写真つけさせてもらっておりますように、番号2のほうを御覧いただきますと、きれいに除草されておりました、管理は行き届いているところでございます。この土地、〇〇さんと〇〇さんの土地よりやや低くなっておりまして、その土地を駐車場として利用したいということですが、奥のほうは、埼玉県の〇〇〇〇〇〇〇の事務所があります。その間に側溝といいますか、水路が通っておりまして、場所、低くってはいますが、水はけには何ら問題ないというふうに見てまいりました。皆様のご審議のほどどうかよろしくお願いいたします。

浅見会長

それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑がございませんので、これより採決いたします。 本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、番号3について審議します。 事務局に議案の朗読、説明を求めます。事務局、お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	それでは、農業委員として、地区担当の4番、大濱英一委員に対象農地の状況について説明を求めます。 大濱委員、お願いします。
4番 大濱委員	一番初め、1—1でお話ししたと思うのですが、5月20日、夕方なのですが、4時半頃から事務局の宮島さんと地区担当の丸山さん、3人で確認をしております。先ほどの梅林の上というか、向こう側になるのですが、その部分に宅地を建てたいと。そして、梅林を管理したいという状況だと思います。そんな状況の中で、案内図は先ほどの〇〇〇〇〇〇〇〇の間を行って道のところなのですが、そんな状況で問題ないと思います。植わっているのは梅と柿とブルーベリーというような状況だと思います。何ら問題なく許可できるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。審議のほうをお願いいたします。 以上です。
浅見会長	それでは、これより本件に対する質疑を行います。質疑ございましたらお願いいたします。 横田委員。
7番	すみません。先ほどの3条のときにちょっと聞けばよかったのです

横田委員

けれども、こういった同時進行で出てきた場合に、5条のほうの自己用住宅を先に許可して、その後、3条の近隣で農地を使うという条件があると思うので、こちらの許可は同時だから両方一緒に許可になるからいいのかなというふうには思うのですが、流れとしては、やっぱり5条を先に許可しておいて、3条のほうで、すぐ近くに農地を転用したいと、そういう流れの関係だけなのではけれども、5条が出てこなければちょっと、えっ、そんな〇〇や〇〇から180日、しかも勤めをしている人がどういうふうにしてやるのだろうというふうに、果樹だから植えっ放しということも考えられるのですが、ちょっとこの同時に出てきた場合に、ではもしかしたら自己用住宅のほうが目ざったらどうするの、農地だけいただけてしまうわけ、そうすると、こんなに遠距離の人たちが農地を使うというのはみたくない考えにもなるので、確実性はないのに3条のほうを許可するというのはちょっとどうかなというふうにも思ったのですが、この分で行くと両方許可になるから、同時に進行しても致し方ないのかなと。

本来ならば、3条のほうで農地が居住予定というふうになってしまっているとあいまいで、自己用住宅から50メートルとか、近隣でないのをこのままやっていいのかなというふうにはちょっと思っただけなのではけれども。一応同時に、逆に3条も5条も丁寧に出していただいているので、それはそれで一括でやりたいところではけれども、別物だからそれぞれの申請になるというのは分かりますけれども。今さらそう言ったところで、3条はもうオーケーなので、すみません、余談になってしましますが。この辺のちょっと流れがね。

事務局

おっしゃることは本当によく分かります。本当によく分かります。おっしゃるとおりで、5条が許可になったことを前提条件で3条を許可すべきであるという、その流れは確かにとおっしゃるとおりだと思います。

7番
横田委員

本来なら3条って、遊休農地みたいになりかけているのをちゃんと買い求めていただいて、そのまま使っていただくというので非常にいいと思うのですが、何か我々はこの机上での書類がちゃんと整って、それに合っているかというのを見る必要があるの、現実的に現地へ行って見てもらって、ここに家を建てるのだというのが分かっているといい、行っていただいた方の意見を尊重して、結局あれなのかなというふうには思いましたけれども、そんなわけで。

事務局

でもそうなのですよ。そうなのです。ちょっとこれ最後に総会が

終わった後に少し話そうかなとは思っていたことにもちょっと関わってきってしまうので。前回のときもそうなのですけれども、3条を町の農業委員会で許可するときって、何か譲受人ないし賃借人に性善説で、今よりは、今遊休化してしまっている、今もうこのままの所有者では手がこれ以上入らないのを分かり切っているから、新しい人、若い人、違う人になれば、幾らかでも手が入るのではないか、今より少しでもよくなるのではないかみたいな期待値も込めてやっている部分も正直あると思うのです。

なので、この譲渡人、〇〇〇〇さんという、元の〇〇〇なのです。皆野町の〇〇〇なのですけれども、ずっと〇〇でやっていた方で、畑仕事はほぼほぼ経験がない方で、もう年齢もある程度いっているのです、では今の所有者に頑張って手入れせいやと言ったところで、本人、知識も技術もないし、年齢的にも厳しいしというところで、新しい方になって、大濱委員さんの説明にもありましたけれども、自分ちの隣なのだから、まさかきれいにするでしょうよという期待も込めてのあれなのでしょうね。

7 番
横田委員

期待を込めてという感じですね。

事務局

固く3条をやろうとしたら、本当に譲受人が営農力があるのか、農業をきちんとできるのか、本当に手ぶらでできるのか、刈払機二、三台持っていないければ無理だろうとか、そういうのが当然ある中でも、でも今よりいいのではないかという期待と現実的なものと建前と、このはざまでせめぎ合いをしているような農業委員会の立場かなというふうに思うのです。

7 番
横田委員

私の中では、何か個人的には4条、5条なんてそんなに問題はなくて、3条は非常に厳しく見るべきだと思ったのですけれども、ここ何年か前に、営農の道具だとか距離だとか、もう本当に遊休農地に傾いてしまって、どんどん、どんどんそういう農地を減らそうというふうな方向に行ってしまうのですけれども、実は3条はすごく厳しく見るべきではないのかなというふうに思っていたのですけれども。全くやっていない人がこうやって農地を取得できてしまうわけではないですか。だから、ちょっと時代も変わったのかなというふうには思います。

事務局

やっぱり建前からすると、本当に農地を農地として守って、農地の

一番主目的である食料生産というものに使ってくれないと困るというのがもちろん建前でもあるし、でも現実問題として、今よりは少しよくなるのではないのかという期待も込めて3条の許可をするという現実もある中で、本当に委員の皆さん、ここは悩まれるところだろうなというふうに思っています。よその、全国的に農業委員会の状況を見ると、こういった、要は未経験の方が土地を買って家を建てるあるいは住宅の隣にある畑を買うなんていうものも、面積を上限つけて、例えば10アール以内であれば、1反歩以内であれば農業経験が未経験でも任せてみましょうというような基準を設けているところもあったりするのです。

だから、横田委員さんの、本来3条は厳しく見るべきですよ、でも期待も込めて現実的に認めるということをやっていくには、面積だとか農地の区分だとかというものもある程度何か農業委員会の中で決まりをつけるというのも一つのやり方なのかなというふうには思っています。それは、実はこの後の協議報告の中の部会のところでぜひ検討事項にさせていただきたいなと思ってネタにしようと思っていたところですよ。

あとは、一番最初に言った前後の、順が前後するという話については、例えば同じ定例会の中であっても、通常は条文どおりに3条、4条、5条といきますけれども、こういった場合については5条を先にやって、次いで、その5条の議決を得た後に3条のほうが筋だろうということでもいいわけですよ。

7 番
横田委員

そうです。

事務局

定例会を次回に回すとかということではなくてということですよ。

10 番
田島委員

私が一番最初に質問した件は、ここにあったから私、賛成したのです。恐らくだけれども、この場で許可が下りるだろうから、今まで否決されたのを聞いた覚えがないので、承認されるだろうと思って、たられぱでやっています。もしも先のやつが承認されていて、こっちが否決された、何らかの理由で否決されたときに、私は遡ってこっちも否決にしてくれということをおもうと思っていた。というのは、こちらの最初のやつは、最初ぱっと見たとき、何だこれかと思って、畑買うけれども、農機具も買わなければ、何も買わない。どこへ住んでいるかよく分からないのが、こんな遠くから180日間も、買う意思が

全然ない。農機具買います、刈払機買います、何かしますというのなら分かるのですが、何の意味も示されていないで、ただ180日来て何するのかという話です。だから、これだけだったら私は、否決されたことはないけれども、反対しようと思っていました。

ただ、後ろを見ていったら、ああ、宅地で隣に住むのかと。隣近所でも少しきれいにしろやと誰かに言われたら、少しはやる気になるだろうと思って、それで賛成を一応させてもらったのです。おっしゃられるとおりでと。

事務局

なので、今後同様のところが出てきたときには、まずそういったものを、状況を勘案して、議案の順序を変えるということも考えていこうと思います。

あと、田島委員さんが言った農機具の話も、これ全国的な様式を使っているの、一応注釈がついているのは大農機具または家畜なのですよね。なので、例えば本来的に国が想定、この様式をつくっているときには、乗用あるのか、そういう話だと思うのです。なのだけれども、皆野で見たときに、では乗用がなければとても3条は認められませんよという農地はなかなか難しいわけで、では本当に営農力があるのかどうなのかというところは、大農機具に限らずに、ではどんなものでどういうふうに耕作する予定なのかというのは、ある程度何かここに落としていただく、この様式に縛られず、とらわれずというところはある程度必要なのかなと。

10番
田島委員

行政サイドとしても、意思があるのか、やる気がですよ。できるかどうかは知らないが、意思があるかどうかということは何らかの形で聞き取りをして、確認する必要があるのではないかなと。梅林か何かもあるというのであれば、ちょっとはさみ買って、下、刈払機でも買ってやればできる話ですから、そんなでかい乗用トラクターなんて要らないわけで、そうしたら刈払機ぐらい買ってやりますよという一言でもあれば別、ああ、きれいにするつもりがあるのだなと分かる。そういうのが、知りたい。

事務局

そうですね。またそういったところも委員さんの資料の中に入れ込めるように、議案のつくり方も工夫していきたいと思います。

10番
田島委員

口頭だけでも結構なのです。何もないとね。

事務局	はい、すみませんです。 では、議案の順序は今後また改善を図りたいと思いますので、すみません。
1 2 番 小池委員	順序というよりも、議案を説明していただくときに、これと関連ですというのを言ってもらえば理解できるかなと思うのです。3 条だけいきなり出てきて、はい？というような感じがしますので。
事務局	そういった意味でも、本来であれば5 条をやって、その隣の農地について、実は3 条も出てきて、ここに家を建てて果樹園というか、畑を管理するつもりなのですよというのがあればスムーズということですから、工夫はさせていただきたいと思います。すみません。
浅見会長	今、事務局サイドからも説明がありました。それから皆さんのほうからのご意見いろいろ出していただいて、ちょっと手続上というか、順序上も含めてですけれども、いろいろ考えていくこともあると思いますので、今後事務局のほうでも研究していただければなというふうに思います。 今のことも踏まえていただいて、ほかにも何かもしあるようでしたら、この際お聞きしたいと思います。 どうぞ。
1 4 番 浅見委員	浅見です。関連で、3 2 ページの配置図、住宅の配置図もつけてあるようですけれども、本人まだ現役で働いているかと思うのですが、聞き取り等の中で、いつぐらい住宅を、購入とありますが、建てるのかなと思うのですが、いつぐらいに建築する予定なのとか、何かそんな聞き取りの中で発言が出ているようでしたら教えてもらいたいと思います。予定とかは特にはないということなのですか。
浅見会長	そうだそうです。予定は特にいつというのは書いていないけれども、許可されればこれからなるべく早く速やかにという言い方のようです。
1 4 番 浅見委員	分かりました。
浅見会長	ほかに何かございますか。 いろんな順序の問題であるとか、あったわけですが、これについて

	は検討して次の機会には、もしこういう状況になるとときには事務局的にも考えていくということです、ご理解をいただければと思います。もしなければ……
3 番 葦原委員	ちょっといいですか。
浅見会長	はい。
3 番 葦原委員	素人で申し訳ないのですがけれども、この宅地の許可が下りた場合に、何年以内に建てなさいとかという部分というのはあるのですか。
事務局	法的には決められていないと思います。農地転用許可が出て、その目的物、この場合は自己用住宅ですけれども、それを何年以内に完成しなければいけないというのは、たしかなかったと思います。今も結局本人というか申請者から何月何日付でもらった許可について転用が終わりましたという完了届は出てきます。完了届が出てきて、こちらが確認をすると、それをもって地目変更登記ができるという流れになっているので、例えば自己用住宅であれば、多くの方がローンを組む場合があります。そうなったときに、農地のままだと当然所有権が移転できない形になりますので、農地転用の許可があって初めて所有権移転ができます。そして、地目変更については、目的物、住宅が建ったことによって宅地という地目になる。それはうちが確かに目的物、農地転用の目的物の家が建ったねということを確認したことをもって初めて宅地にできて、宅地にできたからこそ担保価値があって、ローンが実行されるというようなものがあるので、基本的にそういったものがほかの影響があれば、ローンなんかがあれば、それを受けるためには早く完成させて、地目変更登記をして、それに抵当権つけてローンを借りるというのが出てくるので比較的短くなります。完全に自己資金でやって、いつやってもいいのだというと、こちらがいつまでにやらなければいけないよという期限を定めるというのは、法律的に今のところないというふうに記憶しています。
3 番 葦原委員	期間関係ないのでは、そのまましばらくの間、放りっ放しでも構わないということだ。草刈りでもしておけばいいということ。その辺の監督はどこでもやっているのだ。
事務局	いや、農業委員会でやるのです。本来であると、農地転用許可が出

3 番
葦原委員

て、転用目的が達せられていないところというのは、多分探せばあるのです。

でも、この場合には農業委員会のほうで農地転用していいですよと許可が出るわけだよね。

事務局

そうですね。

3 番
葦原委員

そうなった場合、登記までいってしまうわけですよ。

事務局

そうですね。

3 番
葦原委員

登記したら農業委員会は手が離れるわけだよね。

事務局

離れますね。

3 番
葦原委員

その後は雑種地みたいな形で置いてあるのはどこが管理。

事務局

例えば4条でやった場合なんかだと、自分ちの農地を、例えば車庫を建てるからと転用して、もう畑ではなくなる。一旦整地しました。畑ではなくなりました。でも、気が変わって車庫を建てなくてもいいやとなってしまうとしても、雑種地。今度は固定資産税のほうでは年に1回の見直しで雑種地になりましたねとなって、雑種地管理になっていきますよね。そういうのはあるけれども、農地法上は、4条の場合は特にフリーになってしまいますかね。もう農地ではなくなったというところで一旦終わってしまいます。

3 番
葦原委員

農業委員会のほうはタッチしないよね。

事務局

タッチはしないです。

3 番
葦原委員

草ぼうぼうで苦情が出たりなんかした場合には、どこが対応、役場のほうで来れば対応するのか。

事務局	農業委員会事務局という形になります。
3 番 葦原委員	農業委員会から離れたのがまた農業委員会に。
事務局	最終的に離れるのは、目的物ができたことを確認をした、転用目的が達成しましたよと届けがあって、はい、確かに転用の許可条件どおりのものが出来上がって農地でなくなりましたねという通知を出して初めて手が離れるということになります。
3 番 葦原委員	何か分からないや。農地が転用で離れても、何年以内なら、ほっぽり放しで何もやっていなければ、また農業委員会が管轄ではないけれども、してくるわけでしょう、となると。
事務局	そこで周辺の農地に影響を与えとかということが出てくれば、そういうことになります。
3 番 葦原委員	また地目変更で戻せという形になる。
事務局	その命令までできたかどうかは、すみません、ちょっと勉強不足で。
3 番 葦原委員	だから、おかしくなってくるね。そうなって、何年以内に何かをやらなければ、それをまた元に戻すか何かという、ペナルティーみたいなのがなければおかしいのではないですか、考えてみると。
事務局	それを担保するように転用のときには、委員さんの資料にはできませんけれども、例えば自己用住宅を建てるときなんかは、預金通帳とかローンの約束の書類とか、そういったものまでこっちに提出をいただいて、見積書と併せて、確かにお金もあるね、設計書もきちんとできているね、だから家が建つことが蓋然性が高いねということを確認をして、事務局のほうではしているということになります。
3 番 葦原委員	これなんかの場合はそれはまだ出てきていないですか。
事務局	出てきています。今回の場合には家の図面、それから見積書、その

	見積書に相応するだけの預金通帳の写しとローンの仮契約の申込書がこの中に。委員の皆さんには出していませんけれども。
3 番 葦原委員	期限はいつ頃までに建てますよという予定は書いていないのだ。
事務局	予定は、見積書だとか設計書の内容によってはついてくるときもあります。引渡し予定がいつとなって。今回の図面については、それはついていなかったようです。
3 番 葦原委員	見積りの有効期限もあるのではないの。
事務局	見積りの有効期限はあります。
1 2 番 小池委員	でも、そこまで書かなくてもあれではないですか。転用のあれは申請できるわけですね。
事務局	できます。見積りの結局有効期限という、発注になればいいわけなので、転用の許可が出ましたとなったら、これでゴーできますのでお願いしますというのが見積りの期限で、完成の期限を約束しているものではないということになります。
1 2 番 小池委員	実は担当している地域に5条で転用のあれが出まして、残土で、田んぼの地域だったのですけれども、埋立てをして住宅ができるような土地はできたのですけれども、建てないで、その土建屋さんがトイレだとかいろんなものを運んできて、焼却炉まで持ち込んで、火なんか燃やしているところがあったのです。近所からクレームというか、どうしたのと言われて、前の事務局の井上さんに相談して、使用目的外だよというので、それでいろんな建設機材は撤去してもらったのですけれども、家は建っていないですね、もう2年ぐらいたつけれども。
7 番 横田委員	事務局としては、転用の許可が出て、先ほどの実現性というか、何年たって家が建ったとか、そういうのを見るために完了届というのを出させていますよね、写真つきで。そうすると、その期間が、例えば人によると今年は年回りが悪いから造れないとか、いろいろ理由を出して、どんどん遅れたりする人もいますのですけれども、多分完了届を出していただいた中で、それでもう完結ではないのでしょうか、農業

委員会としては。

事務局

そうです。完了届が出れば、それを確認して完了です。

7 番
横田委員

だから、古くて出てこないものは事務局さんのほうで催促して、どうなっていますかとかというふうにやっているのだと思うのです。

事務局

そういう形になりますね。

7 番
横田委員

ただ、その期間というのが私もいまひとつ分からない。いつ頃までにというのが。

事務局

明確にはないと思います。

7 番
横田委員

そうですね。だから、あまり古いのだと、今みたいに目的外で、住宅だったものが資材置場みたいになってしまったりというと、もう違反転用ですね。それはもう一度是正していただくように指導していただければいいのかなと思うのですけれども。

事務局

そこも一回確認します。着工とか着手とかというのはあると思ったので。

浅見会長

どうぞ。

10 番
田島委員

今、小池さんが先ほど言われた、まさに私も心配している件なのです。何か最近のテレビ、今朝のテレビなんかを見ていると、意外と日本の法律というのは、性善説を基にした法律みたいなので、こんなひどいことはしないだろうみたいな中で、日本人だったらするわけないよねみたいなことを前提に法律がつけられているような気がするのです。もうそれを、抜け道を探して、抜け道から入ってこようとしている人間にとっては非常にやりやすいと。悪意を持って探して、抜け道から入ってこようと思うのは、実に入りやすい、やりやすい。そういう時代に今変わってきている。30年、四、五十年前の日本人ばかりだった世界と今は全く違ってきているように私は思っております。

そうしたら、小池さんが今、図らずも私が言う前に想像していたようなことを既にやっているという。谷っこから何から山からですよ、畑をですよ、ここへ何か家を建てて私の農地をつくるのですよといって入ってきて、それで、そうですかと。いつ引っ越しますと、まさにこ

のとおり申請されて、いつの間にか出入口から産廃ばかばか、ばかばか持ってきてやって、この辺うち造りたいので、造るのですと言って、いっぱいにして泥かぶせて、ほったて小屋でも造って、はい、さようならではないけれども。できますよね。

事務局

ちょっと状況が……

10番
田島委員

この場でどうのこうのとは言っていないのだけれども、非常に怖いなど。そういう面では我々も、本当に意思があるのですか、性善説でちゃんとやってくれるのですねと確認できるような証拠がないと、本当あれですよね。そこぐらいいはせめて確認ができないと、はい、いいのではないのでしょうかと手を挙げられなくなってくる。

事務局

基本的には今回の、現実的な話をしてしまうと、今回は都市計画区域内の住宅、用途地域も定められているところなので、原則転用ということで、都市計画、まちづくりではそこは住宅地にしていくべきところという都市計画ができていくわけなので、その区域の用途地域が当たっているということは、基本的には住宅になる、農地がなくなるということは、もうしょうがないことという前提のところではあるのですけれども。ただ、田島さんおっしゃったような、農振地域であるとか、まず除外をしてからでないかと転用もかけられないような地域というのは、そういうのは慎重にやっていく必要があるのだろうなというのがあります。ただ、とはいえ3条と同じですけれども、今よりは何かということも出てくると思うのです。では、そういうのは防止するために厳しくやるのだといったところで、では今の所有者にどれだけのことが期待できるのでしょうかという、なかなか難しいという現実もあつたりするので、そのバランスの間で皆さんご苦労いただいているのだろうなということは思っております。

ちょっといろんな方向に行きましたけれども、3条、5条の関係の並びはまた考えていきたいと思えます。議案づくり方、また添付する資料等についても確認したいと思えます。

あと、葦原委員からご指摘のあった農地転用許可になってから、完了までの期間の関係は、ちょっといま一度事務局で調べますので、すみません。また次回ご報告させていただきたいと思えます。

浅見会長

今、1つの議案をめぐって、それが元ですけれども、いろんなご意見をいただきました。また、事務局サイドでもいろいろ調べてみようというところもありますので、その辺についてはこの後、今後のこと

にさせていただくということにして、取りあえず今日の議案についてはこの辺でよろしいでしょうか。

出席委員

(はいの声あり)

浅見会長

それでは、質疑、一応この辺でということで採決をすることになりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。

番号1について審議します。

事務局に議案の朗読、説明をさせます。事務局、お願いします。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。議案書と判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、14番、浅見幸弘委員に対象農地の状況について説明を求めます。

浅見委員、お願いします。

14番
浅見委員

14番、浅見です。5月19日の月曜日に事務局の宮島主幹と現地調査をしてまいりました。4月の総会にも同じようなところが出たのですが、〇〇〇〇の〇〇集落という、〇〇〇のところになります。資料ナンバー1の写真のほうを見てもらえればと思うのですが、最初が〇〇〇番の〇です。①ですか。3か所とも道路のそばで、場所的には割といいところなのですが、御覧のとおり急傾斜地で重機も入っていかないようなところです。

また、1番目と3番目については岩山で、もともと農地だったのかなと思うようなところです。いずれにしても、耕作等をするには極めて困難な状況でありますので、申請のとおり認められるものと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、採決をいたします。
〇〇〇〇氏から申出のあった農地について、非農地と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。
なお、議案第2号は、非農地と判断した土地について所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。
以上で、審議いただく議案は全て終了いたしました。いろいろとご意見等も伺って、ありがとうございました。今後に生かせればと思いますので、よろしくをお願いいたします。
大変ご協力ありがとうございました。